

補償対象 対象範囲の例 ※写真は補償内容の一例です。
※各部位の「修繕工事」が対象となります。

木造・軽量鉄骨アパートの例



鉄筋コンクリートマンションの例



組織概要

中小企業等協同組合法に基づいて、国土交通大臣の認可を受けて設立された共済協同組合です。

- ①名称 全国賃貸住宅修繕共済協同組合
- ②根拠法 中小企業等協同組合法
- ③開業日 2021年11月1日
- ④所官庁 国土交通省
- ⑤事業所 東京都千代田区丸の内1-8-3 丸の内トラストタワー本館 24階
- ⑥代表者 高橋 誠一

電話受付

Tel 03-6275-6707 [受付時間] 平日9:00~17:00

ホームページ <https://shuzen-kyosai.jp>

修繕共済



●お申し込みにあたっては、「重要事項等説明書」を必ずご確認ください。

本件に関するお問い合わせ

募集代理店



国土交通大臣
認可取得

オーナー様が所有する賃貸住宅の
大規模修繕に備える共済

賃貸住宅修繕共済

コンパクトガイド

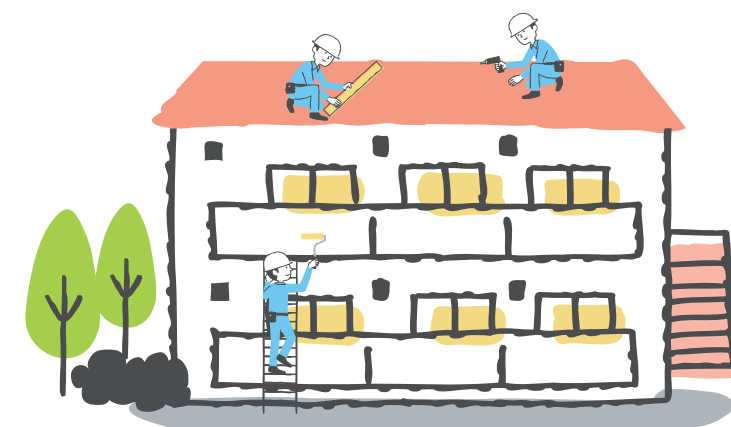
外壁・屋根・共用部

賃貸住宅の修繕を**まるごと**補償

**解体費用も
対象!!**



**共済掛金を全額経費に
することができます!!**
(共済掛金損金計上可能)



制度紹介動画

わかりやすくご説明
しております。
ぜひご覧ください!



全国賃貸住宅修繕共済協同組合

2026.3作成



賃貸住宅修繕共済の概要



用途に応じてご利用ください!

賃貸住宅修繕共済は、修繕共済・解体共済金と火災修繕共済を組み合わせた共済制度です。



修繕共済・解体共済金

共済期間中の定期検査において共済の対象に劣化事象が認められ、修繕または解体するための工事費用を支払った場合、共済金をお支払いします。

火災修繕共済

火災、落雷、破裂または爆発によって共済の対象である建物に損害が生じ、修繕費用を支払った場合、1回につき30万円を限度に共済金をお支払いします。

修繕共済のしくみ

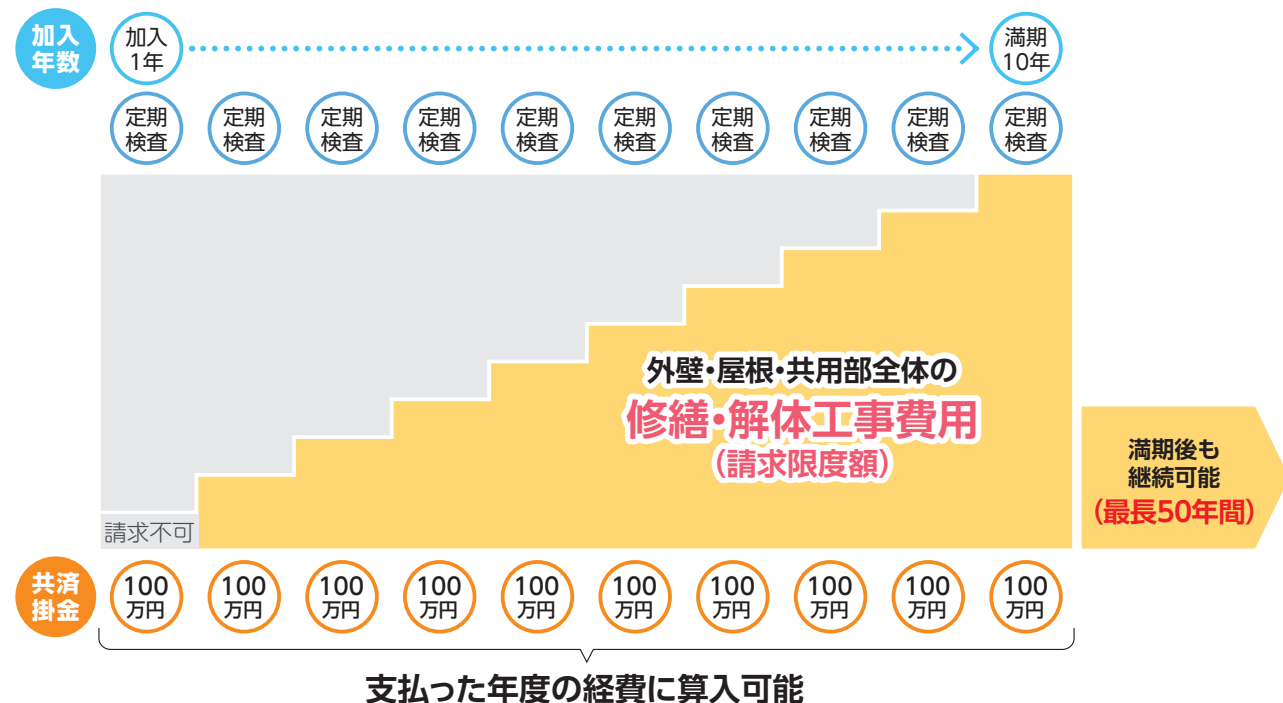
共済掛金から一部費用を控除した未経過共済掛金の範囲内で工事費用をお支払いします。

費用

- ・契約事務手数料
- ・火災修繕共済掛金
- ・システム利用料
- ・すでに支払済みの修繕共済金・解体共済金

※共済金は工事業者に直接支払われます。

共済掛金100万円 年払 10年契約のケース



契約の流れ



ご加入にあたって

- **加入できる建物**
賃貸に供している住宅または店舗等併用住宅(店舗等部分の床面積が建物全体の50%以下であること)
社宅・寮・老人ホームも対象(賃貸借契約がある場合に限り)
- **共済期間**
10年以上50年以内の1年単位で選択
- **解約返戻金・満期金**
ありません。
- **出資金**
組合加入(出資金:1口1,000円)を要します。

左のうち加入できない建物

- 未登記の建物
- 所有者が異なる建物(共有は可)
- 加入時に所定の築年数(木造・軽量鉄骨50年、その他60年)を超えている建物
- すぐに修繕が必要な建物



掛金プラン

戸数別モデルコース 住宅形態・物件の戸数に応じて、1契約(棟)の「共済掛金」を決めてください。

戸数別モデルコース掛金額

住宅形態	戸数	1契約(棟)あたりの共済掛金 ※1万円単位で選択可	
		月払	年払
集合住宅	2～6戸	2万円～6万円	24万円～72万円
	7～11戸	2万円～8万円	24万円～96万円
	12戸～	3万円～12万円	36万円～144万円
戸建住宅		1万円～5万円	12万円～60万円

⚠ 共済掛金についてのご注意

● ご契約期間中の契約金額(共済掛金合計)には限度額が設けられていますのでご注意ください。
契約限度額(1㎡あたり)

構造	1㎡あたり
木造・軽量鉄骨造	50,000円
重量鉄骨造	51,000円
RC造	53,000円

● 共済掛金の変更は年1回契約の応当日に限ります。
(変更スケジュールはお問合せください)

- ① 増額: 年1回応当日のみ変更可能
- ② 減額: 契約開始から5年経過後より可能

【その他プラン】修繕計画書作成を前提とする **長期修繕計画コース** もございます。